

ハラスメント窓口相談員研修会

京都大学におけるハラスメントと相談の心得

カウンセリングセンター 講師 中川 純子
(ハラスメント全学相談窓口)

1. 京都大学におけるハラスメントとは

1a. ハラスメントの定義

資料：京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 第2条参考のこと

参考：厚労省、「職場のハラスメントの予防・解決に向けた提言」の定義

「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」

1b. ハラスメント相談件数

全学相談窓口(カウンセリングセンター)におけるハラスメント相談件数の推移

現在では大体1年間で80～100件、相談回数は400～500回

(カウンセリングセンターの全体の相談回数の1割くらい)

まだ相談を受けたことがない方は、今のところそれはたまたまである。

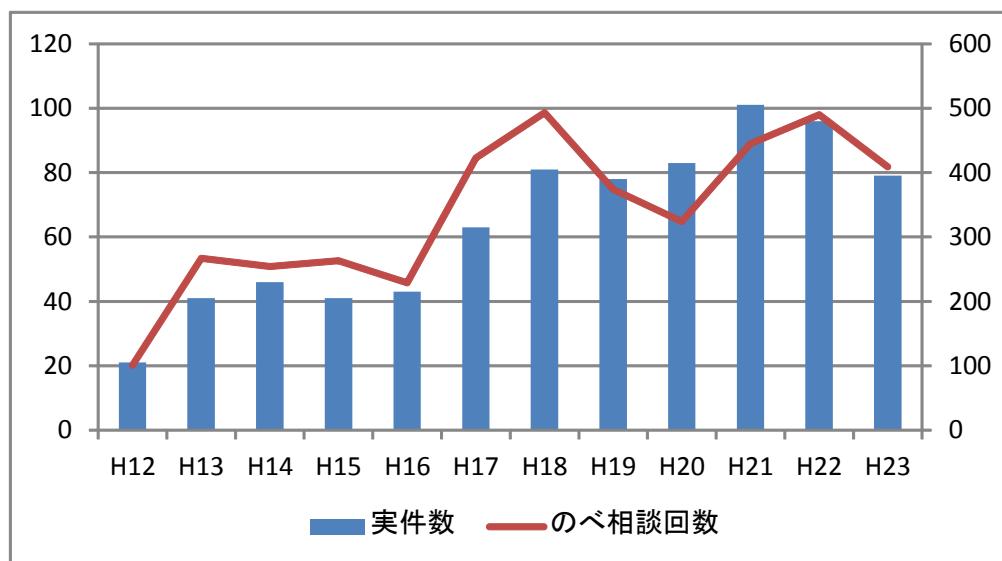


図1. 全学相談窓口(カウンセリングセンター)におけるハラスメント相談件数の推移

1c. ハラスメントになりうる例

京都大学におけるハラスメントの予防と対応について pp.12-13 参照

セクシュアル・ハラスメント

– 対価型（最も古典的なセクハラの概念）、環境型

- 性犯罪、ストーカー的行為も
- アカデミック・ハラスメント
 - 修学・就職・卒業・修了・進学・研究等の妨害、成果の奪取、暴力・誹謗・中傷・精神的虐待、不当な負担の強制、権力の乱用、個の侵害、排斥・放棄 等
 - 学会等学外での出来事も
- パワー・ハラスメント
 - 暴力・暴言、無視、悪意による昇進妨害・噂・配置転換 等
 - 労働争議様のものも
- 学外でのハラスメントに類する出来事
- ネット上でのハラスメントに類する出来事

ここに書いていない言動はハラスメントではない、という性質のものではない
 ここに書いてあるから、一方だけの話を聞いて相談員がすぐさま「それはハラスメントです」と断言していいものではない
 「ハラスメントになる可能性がありますね」との姿勢で。

2. 相談窓口の留意点

2a. 相談窓口の立場

- 秘密の厳守 ……安心して話してもらうために
 - 他の者に話す必要がある際には、相談者に確認、了承を取ることを忘れない
- 対応システム全体で「中立」「公平」「公正」を目指す
 - 本当に「中立」にいると、両当事者から「相手寄り」に見えるモノ
 - 一方のみの相談者から話を聞く段階、相談者の立場に立った理解を心がける
- 今自分はハラスメント相談員？上司？友人？
 - 相談者にハラスメント相談であることを確認し共有する
 - 立場によって変わる次の行動

2b. 相談窓口の業務

- 秘密厳守のもと、相談を受ける
- ハラスメント相談対応システムの全体像を相談者に説明する
- 相談者自身が可能そうな、対処法の助言を行う
- 相談者が大学の調査・対応を希望する場合は、報告書を作成し、相談者に確認をとり、部局長に提出する

例：大学への調査・対応希望の報告（申立）に必要な事項

申立年月日

申立人についての情報

- 氏名・性別・所属
- 調査委員会から連絡する場合の連絡先

被申立人についての情報

- 氏名・性別・所属
 - 申立人との関係
- 申立の概要（時系列でまとめる）
学内の他の窓口への相談状況（あれば）
大学に希望する対処

2c. ハラスメント相談の心得

ハラスメント相談員マニュアル 参照

step1

- 自己紹介を丁寧に行う
- プライバシーの保護について約束する
- 相談に訪れた事情のあらましを尋ねる
- 相談者の苦悩への理解を伝える
- 複数で相談に応じていくことを伝える
- 手紙・電話・電子メールによる相談の場合
- 相談の内容は必ず記録に残す

step2

- 詳細な事情を尋ねる
- 話を聞く時間は1回につき50分程度が適当
- 再確認しながら聞く
- 相談者を責めない

step3

- マニュアルのない世界
- 冷静さと思いやり
- 相談員の仕事は「裁くこと」ではない
- ハラスメントを行ったとされる人に会ってほしいと言われた場合
- 一人で抱え込まない（一人で事情を聞くこととなった場合）

参考資料

- 京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 京都大学におけるハラスメントの防止と対応について（パンフレット）
- ハラスメント相談員マニュアル（平成24年9月18日更新版）